

# 平成21年第2回 安堵町議会定例会会議録

平成21年6月17日(水) 午前10時

於：安堵町議会 議場

## 1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

## 2 出席議員 12名

## 3 欠席議員 なし

## 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和対策課長補佐	大 星 義 博	産業課長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水道課長	北 門 康 幸
教育次長	金 振 壽美恵		

## 5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

## 6 会議事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 行政報告

-----

-----  
開 議 午前10時  
-----

議長（吉田宏至） おはようございます。

本日も早朝より御苦労さまでございます。

只今の出席議員12名です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第1：「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

田中幹男議員です。

質問時間は回答時間を含め40分と致します。

議長（吉田宏至） 田中幹男議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） おはようございます。9番田中幹男です。

私は、2点にわたって質問をさせていただきます。

1番目に、今年の4月より介護保険新認定制度が新しくなっております。これは今まで82項目がありましたが、74に削減され、かつコンピュータによる一次判定が大変重要視された内容となり、認定審査会の二次判定の結果が軽くなるような、あんまり認定審査官が重んじられないような制度の変更になっていると私は思っております。具体的に言いますと、非常に私たちの常識からしますとですね、これは何だという項目がいっぱいあるんですね。例えば、「金銭管理」という調査項目があるんですが、今までは検査の感じには、何らかの介助が行われて

いる場合は、一部介助となっておりましたが、今回は無駄なものを多数買うなど、金銭の使用が不適切でも、必須入の感じを自分がしている場合は、これ自立にされるんです。細かく言いますといっぱいあるんですが、例えば他には「座位の保持」という。3月までは、10分間程度座っておれば自立という形になっておりましたけども、今回は1分間座っておれば自立と、こういうふうに軽度でされております。また、移動に関して言えば、いままで移動上の必要により移動を禁止されている場合も「全介助」とされておりましたが、今回、移動の機会のない寝たきり状態の場合は、動けないから介助はされていないということで、これ自立になっちゃうんですね。また、排尿、排便に関して言えば、今までは、介護者がポータブルトイレの後始末を行う必要がある場合は、これ一部介助だったんですが、今回、介護者がポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、直後の清掃でないため、これも自立と採るということで。大きい流れで言いますとね。最初に財源ありきの考え方がありまして、軽度に判定されるような内容を含んでおります。一番問題はコンピュータ判定なんですけど、この中身簡単に言いますと、要介護度1の人が要支援度2に変更されるように、そういうソフトが組み込まれております。これ要介護1と要支援じゃ丸っきり違うわけですね。何が違うか、要支援だった場合には施設に入っている人の場合は、施設から出なければいけない。当然介護サービスも制限をされてきます。私は今後、今でも安堵町でも、22パーセントぐらいの高齢者が居るわけですけども、あと10年もしたらどうということになるのか。私は昭和24年の生まれです。我々の時代が一番団塊の世代と言いましてね、人口の多い世代です。あと10年経ったらどうということになるのか。大変危惧をしております。大きな流れでもう一つ言わせていただければ、政府の考え方って言うのは、今療養の病床というのは、介護と医療と2種類あるわけですけども、将来的には介護の療養病床をゼロにするという方針も出され、医療に関しては若干増える展望を示しておりますけども。流れ的に言えば在宅介護というものがね、これから本当に必要になってくるのではなかろうかというふうに考えております。もちろん行政で全部対応できれば良い話ですけども、現実的にはそれは難しいというふうに思いますし、最終的にはやっぱり介護保険というのはね、最後の砦として残っているんだろうというふうに私は思っております。その辺についてね、今度の認定の変更を含めてですね、今安堵町における状態はどうなのか。これからどうされて行くのか。含めてお聞きをしたいと思います。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 只今の質問にお答え致します。

平成 21 年度からの要介護認定について見直しの影響についての検証が国の方で行われているところでございます。この検証が終了するまでの間、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とするなどの観点から、経過的な措置が市町村において実施することができるという厚生労働省の老健局長通知が 4 月 17 日に配出されております。それでその経過措置の中身なんですが、更新申請者の希望に応じて見直し後の要介護認定の方法により審査、判定されて要介護度が、従前の要介護度と異なる場合に、従前の要介護度とするというものでございまして、本町においても実施しておるところでございます。平成 21 年 4 月 1 日から申請分のうち、6 月 15 日までの審査会終了分で計 30 件でございます。そのうち、新規申請が 5 件、それから変更申請が 3 件でございまして、経過措置の対象となります更新申請が 22 件でございます。そのうち、最終結果が更新申請 22 件の内です、最終結果が軽度に判定された件数はゼロでございます。それから重度に判定された件数が 4 件、残り 18 件が変更なしとなっております。それから変更なしの 18 件の内訳でございますが、11 件につきましては、新しい基準、それから 3 月以前の基準どちらであっても同じ介護度となりました。そして残り 7 件については、経過措置を適用致しまして、新基準により軽度に判定されたのは 5 件ございました。逆に重度に判定されたのは 2 件ございましたが、その経過措置を適用致しまして従前の介護度として認定致しました。それが今までの実情でございます。

それから今後につきましては、要介護度の認定の見直しに係る検討会ですね、要介護認定の見直しに係る検証、検討会の答申を待って、答申を踏まえた厚労省からの指導等あると思いますので、それにより対応していきたいと考えております。いずれに致しましても、平成 20 年、去年 12 月議会でもお答え致しましたように、直接申請者を目の当たりにして審査に必要な情報を提供する立場にあります認定調査員の特記事項が、より重要になってくると思いますので、この旨、更に調査員に指導、徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 今、安堵町の現状を聞きまして、更新が 22 件ありまして、認定度が

変わらないのが 18 件と、逆に重度に判定されるケースが 4 件あるということで、全国的に出てる調査とはかなり違う調査が出ております。全国的に軽度判定されるケースが 7 割方というような数字も発表されております。そういう意味では安堵町の審査会がその人の身体的な特徴だけじゃなくて、やっぱりその環境を含めてですね、そういう認定を審査会でされているんだというふうに私は思います。それは大変結構なことであろうかというふうに考えておりますし、今後ともですね、国の基準はありますけども、是非その方向で前向きに考えていただきたいというふうに思っております。

それについては、以上で終わりたいと思います。

次に政府の温暖化対策中期目標を受け、安堵町として、また、個人としてどういう対応が考えられるのかという問題について質問をさせていただきます。

政府は先の 10 日の日にですね、中期目標ということで 2020 年までの目標を 15 パーセントということで設定をされました。現状は、現在は 1990 年の京都議定書で日本の目標はマイナスの 6 パーセントとされておりますが、現状逆に 7 パーセント増加しているのが実情であります。そうしますと 15 パーセントでも 7 を引くと残る 8 パーセント、1990 年比で目標に対して 6 から 8 に変わるので、2 パーセントのそういう数字が示されております。早くも全世界的に見ますと日本の目標があまりにも低すぎるということで、相当な批判が寄せられております。私も科学者じゃなく分かりませんが、産業革命以降 2 度以内に温度上昇を収めないと、この地区は大変なことになると。今でも農業の分野でね、九州ではそのうち米ができなくなるんじゃないかと。米の中心が北海道に移るなど、みかんでもそうです。今まで北限というのは神奈川県だったんですが、今、千葉までみかんの北限が伸びています。それだけ地球が暖かくなっているということがあります。NPO の団体からは麻生総理大臣に対して化石賞なんていうね、不名誉な賞もいただいています。そういう中で、やっぱり今の議論はね、国のレベルの問題ですので、それはさておき、安堵町としても今後ですね、町のちっちゃな規模の中でやるというのは、非常にお金も掛かりますし、大変な側面あると思いますけども、考えていく必要があるのではなかろうかという問題です。具体的にいきますと、ごみの分別収集とかね、それぐらいしか私たちには考えようがないわけですけど、もちろんお金があれば庁舎や小学校、中学校そういうところに太陽光発電、ソーラーパネルですね、そういうこともされるでしょうけども、それには現状ほとんど持ち出しで何億という金を掛けないとできないと、政府からの援助がなければできないのが現状であります。そういうことで、行政として何か考えていることがありましたら是非お聞きしたいと思います。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） まず、先生今言われた分別収集しかないというのは、既に分別収集やっています。また、指摘されるというのは、私ちょっと不勉強なところもございしますが、地球温暖化の原因として考えられることは、私の持論なんですけども、地球上の上空にはオゾン層がございします。それが太陽光や紫外線を阻止しております。人体には影響を及ぼさないと、それが当たると発がん性とかいうことで害を及ぼす。その層が近年穴が開くということが顕著に現れて、地球上の温度が上昇し、自然破壊があるということで、それは許しき問題ということで、産業家庭で人的被害の温室効果ガスである二酸化炭素でございします。CO<sub>2</sub>。それが 60 パーセント、メタンガスが 20 パーセント、フロンガスが 14 パーセントが主な原因でオゾン層を破壊しておるわけでございます。これは化石燃料の燃焼によって大気中にばらまかれ、どんどん増えていき、そのオゾン層を破壊するというこの原因につながっておるわけです。太陽光や紫外線が地球の気温を上昇させ、平均気温 15 度を上昇させておるわけございまして、極端に言えば南極、北極の氷が溶け海面が上昇し、南洋等の島では沈没するという歴然とした現実が起こっておるわけでございます。気候の変化に耐えられない生物も絶滅して、温かい地方で特有であった伝染病があらゆるところに蔓延しているということも起こっており、砂漠が広がっているのも現実でございます。食料が全然取れなくなったということも自然破壊ということが起こっております。で、先進国、途上国が 1990 年京都に集まって京都議定書が策定されたわけでございます。二酸化炭素の削減義務として省エネルギー技術を広めたり、クリーンエネルギーや原発を増やしたり、二酸化炭素を地中に埋めたり、いろいろな計画によってできなければ、途上国から排出権を買うなどして減らす努力をして、目標値が設定されたということで、1990 年日本の温室効果ガスの排出量は、マイナス 6 パーセント削減目標と定められまして、先程先生が言われたとおり、その現状は 7 パーセントの増であると。2012 年まで議定書では削減義務として定めておりますが、日本としては 2009 年に改正省エネルギーということで法律が変わりまして、一部が 4 月から施行されまして、工場、事業分野それからそういうところから出るであろう CO<sub>2</sub> の削減ということで、エネルギー使用量を限定されました。原油に換算して 1,500 キロリットル以上を使っている事業所については法律で管理、監督ということを義務付けられました。そうすることによって省エネルギーに有する廃棄物の発生を抑制し、3R の推進目標を強化されているところでございします。

そして、2009年5月に内閣官房長におきまして、地球温暖化対策の中期目標、新聞報道されております。私もそれを報道で見まして、その2006年現状CO<sub>2</sub>排出量のアメリカ20パーセント、中国20パーセント、被付属国27パーセント、ロシアが6パーセント、EU15か国が12パーセント、インドが4パーセント、日本が4パーセント、その他が7パーセントの排出量を今後2020年までに半分に減らそうということが目標設定されまして、また、昨年7月に洞爺湖サミットでも、首脳会議で環境、気象変化の森林の伐採、現象やその劣化に由来するCO<sub>2</sub>の削減を宣言されておまして、そのために将来地球環境、子ども、孫の世代に安心して暮らせる地球を引き継ぐため、日本経済も温暖化対策としてどの程度の経済への影響を容認できるかと、また、国民ライフスタイル、自動車、家電のエネルギーの使い方をどのように変えるかという必要性を現実化するために、先程6月10日に麻生総理が官邸で日本の温室効果ガスの排出量削減の90年度比8パーセントを2020年度までに15パーセントの削減方針を公式発表されたわけでございます。私もテレビ、新聞等で把握しております。また、4月内閣官房中期目標検討委員会というところがございます、4月からずっと分析結果、概要、インターネットで配信されまして、5月16日までの国民からのパブリックコメントによって委員会が5月25日に地球温暖化対策中期目標の決定が出されたという経緯でございます。それを受けまして10日麻生総理からの公式発表と解釈しております。日も浅く国、総務省、環境省、経済通産省、また、県景観・環境局からも町への特段のまだ通達指示はございません。現在そういうところがございます、改正エネルギー法21年4月からの企業・工場・生産ラインには事業者単位に適正なるエネルギー使用の支持がなされているところでございまして、町当局では、何ら対応ということをお聞きしましたので、私の方から追申させていただきます。省エネ法の事業分野として当町には美化センターがございます。そこにもやっぱり液化燃料ということで重油を使っておりますので、その方につきましての省エネ、また電気の供給につきましても削減ということをお進めまいりまして、京都議定書の目標からそのセンターの施設を12年度に改修しまして、ダイオキシン対策も兼ねて遂行しております。

大気中の排煙の環境庁の基準の5ナノグラム以下をクリアし、平成19年度では0.55ナノグラム、それから20年度は0.37ナノグラムで現在も安心して排煙を排出し、同時に排出するCO<sub>2</sub>濃度も安全に排出し、ごみ処理を稼働運転しているところでございます。また、庁舎等におきましては、省エネ対策としてノーネクタイで勤務し、不快感を与えないような対応で事務処理、また、本町の庁舎におきましては、ここはクーラーを今日は切っておりますが、クーラーにつきましては、外気が28度以上になったときには動かすということで、省エネと省資源、



また、財政難の対応のために、また、公用車の買い替え時には普通車から軽自動車へと。庁舎の冷房につきましては、今言ったように推移しているわけでございます。暖房も同時に外気が 10 度以下のときには作動するような対応で省エネ対策を敢行しております。加えて庁舎、公共施設等の蛍光灯は、3 本の設備でございますが、中 1 本を抜き 2 本で、電気代の節約に努めて省エネを図っております。昼の来場者が居らない場合につきましては電気を消灯し、習慣付けて省エネを敢行しているわけでございます。今後、町として何ができるかということでございますが、国・県からの通達がございましたら、創意・工夫し、想定できる範囲で住民さんも協力していただきますよう予算配分、また、計画を盛り込んだ検討を今後してまいりたいと考えております。以上でございます。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 私の家の場合も、私がおみを出す係りと言いますかね、毎回出しているわけですが。率直に言わせていただければ、安堵町のおみの出し方は大変ありがたいと個人的には思うわけですね。他の市町村がほんと徹底した分別のおみの出し方している中で、かなり悪く言えばええ加減なね、それでも持っていたかという意味では大変ありがたいわけですが。やはりこれからそういう地球温暖化っていう問題は、一つの町だけじゃなくて全世界的な、全地球的なそういう問題なわけですから、その中でも我々はやっぱり考えていかなきゃならんだろうという思いが前からあります。今、政府の目標で私が一番危惧してるのは、経済界にその数字が全然規制されていないという問題であります。7 割方はそういう産業界が排出する二酸化炭素であります。でこの間、ずっと見てきますとね。火力発電所ってのが石炭がすごい増えてるんです。世界の一番輸入している国は日本であります。それはなぜか、それは火力発電所で使われているんです。石油より石炭の方が安いわけです。だけどそういう温暖化からいけば逆行する動きでありますし、そういうとこになぜ規制をかけないのかというふうに私は率直に思っております。

家庭でやれることは、全体から見れば少ないわけですし、やれることもたかがしれてると言いますかね。太陽光発電付けるにも今 300 万ぐらいの、最低それぐらいの金額掛かるわけです。そういう家庭が安堵町にどれだけあるのかね、そういうこと一つとっても我々のやれることは限られているわけですが。

もう一つ課長に是非お聞きしたいんですが。今美化センターで焼却という形で

ね、ビニールなんか含めて焼却をされているわけですけど、そういう環境の問題と同時に経費的な問題もね、お金の掛かる問題もあると思うです。その辺の現状についてちょっと教えていただけないかなというふうに思います。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 今、先生がおっしゃったビニール等の当町の処理施設の火力として燃焼資源として、当町の場合は処理させていただいております。本来ならばビニール、ペットボトル等につきましては、先程言いました3Rということでリデュース、リユース、リサイクルという観点がございますが、そうした場合、うちの施設につきましてはストックヤード、また、業者等の引き取り、今引取りが有料化。以前は無料で引き取っていただけましたが、有料化になっておりますので、ごみを売るという観点からいうとなじまないのかなと。私どもの施設につきましては、A重油とそのビニール、ペットボトルを燃料に固形燃料にして立ち上げ、立ち下げのときに使わせていただいているということで、一般ごみとして処理させていただいております。以上でございます。

議長（吉田宏至） 田中議員よろしいですか。

9番（田中幹男） 私も実際上は焼却した方が手間も掛からずということだろうというふうに思うんですね。当然火力が上がりますから、燃料効率が上がるということでそういうふうに処理されているだろうというふうに思います。そういうことで、安堵町の抱える現状と、かつ、やっぱりそういう全世界的な課題をやっぱりこれから行政だけじゃなくても、いち議員の立場としても考えていかなければならないと考えております。どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。  
以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（吉田宏至） これで、田中幹男 議員の一般質問を終わります。

-----

議長（吉田宏至） これで一般質問を終結致します。

-----

議長（吉田宏至） 日程第2「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付致しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

-----

議長（吉田宏至） 日程第3：「行政報告」を行います。

高間理事から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

高間理事。

理事（高間俊和） お手元に配付させていただいております安堵町老人福祉計画及び介護保険事業計画、それと安堵町第2期障害福祉計画について報告させていただきます。この冊子でございます。

(掲示)

両計画とも3年ごとの見直し年度に当たります。安堵町老人福祉計画及び介護保険事業計画の方は、到来する超高齢化社会において、今後更に「高齢者の誰もが住みなれた地域で安心して自分らしく暮らしていける町」となるよう、平成21年度から平成23年度までの第4期の計画として策定致しました。

障害福祉計画につきましては、障害者にとって真に必要とされるサービス体系の構築を目指し、第2期の計画を策定致しました。「みんなが生涯健やかに生活し安堵するまち」また、「みんながふれあい共に暮らし安堵するまち」を目指して施策を進めてまいりますので、両計画の実施に御支援、御協力をよろしくお願い致しましての報告とさせていただきます。以上でございます。

議長（吉田宏至） 他にございませんか。

理事（北田秀章） はい。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 皆さん御存知のことと思いますけれども、新型インフルエンザの対策についてでございます。今朝の新聞紙上で御存知のように県内におきまして新型インフルエンザ感染の患者発生が確認されたところでございます。安堵町としても既に本部自体は設置と言うか規約上しております。その対策本部を昨日に立ち上げましたことを御報告致しますとともに今後の対応等について、近隣等様子を見ながら検討していきたいということを御報告致します。以上です。

議長（吉田宏至） 他に。

9番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） 今の総務課長からの新型インフルエンザの問題ですけれども、今、発熱相談センターというのが県にあるわけですけれども、それに対応する病院というのは何箇所あって、今後、また、どうしていくのか含めてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

理事（高間俊和） はい。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 発熱相談センターの箇所数につきましては、今日時点ではまだ確認しておりませんが、それ以前では 13 箇所あるというふうに聞いております。件数につきましては、増減する可能性がございます。それを申し添えます。以上でございます。

議長（吉田宏至） 田中議員よろしいですか。

9 番（田中幹男） はい。

議長（吉田宏至） 他に行政からございませんか。

議長（吉田宏至） これで行政報告は終わりました。

議長（吉田宏至） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 21 年第 2 回安堵町議会定例会を閉会します。

御疲れ様でございました。日々暑くなってきましたので皆様方におかれましては、十分に健康に御留意いただきますようお願い申し上げます。

理事（高間俊和） 議長。

議長（吉田宏至） まだございますか。

理事（高間俊和） 先程 13 箇所と申しましたのは、発熱外来の件数でございまして、発熱相談センターについては県の方に 1 箇所のみでございます。訂正させていただきます。

議長（吉田宏至） よろしいですか。

議長（吉田宏至） 閉会致します。本日はどうも御苦労さまでございます。

閉 会

-----  
午前10時33分  
-----